

発議案第13号

女兒虐待死事件の徹底した真相究明と再発防止宣言について

上記議案を別紙のとおり千葉県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成31年3月8日

千葉県議会議長 吉本 充 様

提出者	千葉県議会議員	木名瀬	捷 司
	同	関	政 幸
賛成者	千葉県議会議員	中 台	良 男
	同	今 井	勝 人
	同	林	幹 義
	同	山 本	一 守
	同	斉 藤	一 美
	同	石 井	勝 幸
	同	戸 村	堀 喜一郎
	同	横 堀	隆 政
	同	松 戸	秀 明
	同	横 山	秀 明
	同	仲 村	堅 太郎
	同	矢 崎	慎 一
	同	丸 山	清 子
	同	小 宮	友 貴
	同	水 野	友 貴
	同	プリテイ	長嶋
	同	岩 井	泰 憲
	同	川 名	康 介

## 女兒虐待死事件の徹底した真相究明と再発防止宣言（案）

本年1月、野田市で小学4年生の女兒が親の虐待により亡くなるという、あつてはならない大変痛ましい事件が発生してしまった。

この事件を受けて、県執行部は、再発防止に向けて、第三者検証委員会の設置による検証を進めているところであるが、現時点で明らかになっている事実関係のもとにおいても、虐待のSOSを求めた学校アンケートの父親への不適切な開示、虐待がうそという旨が記載された女兒の手紙への対応方法、一時保護解除後の女兒の虐待リスクの評価の甘さや不十分な状況把握、関係機関の連携不足など、多くの問題があったことがうかがえる。

今回のような最悪の事態を二度と発生させてはならない。

私たち県議会は、今後、事件の真相究明と徹底的な検証を重ね、児童相談所の専門職員等の配置強化や効率的かつ実行力のある業務につなげる方策にとどまらず、一時保護解除後における児童相談所の継続指導・訪問や学校・警察等の関係機関との連携・情報共有の強化、威圧的で強い態度の保護者にもちゅうちょなく毅然とした態度と姿勢で職務を遂行することができる体制の構築など、あらゆる対策を検討し、執行部と一丸で再発防止に全力で取り組むことをここに宣言する。

以上、決議する。

平成 年 月 日

千葉県議会

2019.03.08:平成31年2月定例会(第8日目) 本文

60 ○関 政幸君

○関 政幸君 自由民主党の関です。発議案第13号女児虐待死事件の徹底した真相究明と再発防止宣言につきまして、提出者を代表して趣旨説明いたします。

本年1月、野田市で小学4年生の女児が親の虐待により亡くなるという、あってはならない大変痛ましい事件が発生しました。事件の再発防止の徹底に向けて、今議会では、全ての会派と多くの議員において質問や提言が行われたところであります。事件に関しては第三者検証委員会の検証が始まったところですが、例えば事件の背景に考えられる児童相談所の超多忙化への対策は急務であり、現時点で明らかとなっているような事実関係からも、多くの課題への対応が必要とかがえます。

具体的には、1つ、児童相談所の職員増員の前倒しを実施するとともに、研修のさらなる充実を図るべき、1つ、ICTの活用等により、現行システムを改善して業務執行体制を強化するべき、1つ、職員増員に伴う業務スペースの確保、一時保護所の増設等の施設を充実させるべき、1つ、圧力等に対しても、職員がちゅうちょなく毅然と業務を遂行できるように、必要に応じて迅速に警察や弁護士のサポートを受けられる体制を構築するべき、1つ、警察との間において、虐待対応事案の全件の情報共有に向けた取り組みを行い、連携を強化するべき、1つ、市町村との間でリアルタイムで情報を共有できる体制を構築し、役割分担の明確化と相互補完を強化していくべき、1つ、船橋市や柏市など、児童相談所の設置を検討している自治体への十分な支援を行っていくべき、1つ、今回の事件を踏まえて、千葉市との連携についても改めて見直す点がないかを検証し、強化に努めていくべき、1つ、児童虐待にかかわる警察官の体制を充実させ、より積極的な子供の安全確認と保護の実施につなげるべき、1つ、教職員の児童虐待対応に関する研修を充実させるべき、1つ、アンケート調査等の情報の適切な管理を徹底するべき、1つ、教職員が圧力等に毅然と対応できるように、スクールロイヤーの導入等を含めた体制を構築するべき、1つ、個々の虐待事案について、学校と関係機関との情報共有や連携を強化するべき、1つ、第三者検証委員会の検証とあわせて県内部での検証も行い、できる限り速やかに再発防止策を講じるべき、1つ、過去の答申での改善策が現場まで浸透していたか、虐待対応マニュアルの浸透方法を含めた検証も徹底して行い、再発防止策につなげるべき、1つ、速やかな緊急点検の完了及び結果の公表と今後の対応への検証を行うべき、1つ、児童相談所全国共通ダイヤル189及び通報義務の県民認知を徹底強化するとともに、通報を受ける体制を強化するべき、1つ、子供への体罰禁止を明示する法整備を行うべきなど、枚挙にいとまがありません。

このことから、新年度予算では児童福祉司の増員や弁護士の配置拡大等の対策が講じられていますが、これらで十分とは考えられません。当然、第三者検証委員会の検証結果を待つのではなく、できる対策は速やかに実施していくべきですが、その一方で、少なくとも県内部での本事件の検証と、それを踏まえた施策の体系的な整理の時間をある程度確保し、あらゆる対策を現実的に検討していく必要があります。それに当たっては、当然議会としても、当局だけに任せるのではなく、並行して真相解明に必要な協力をするとともに、子どもを虐待から守る条例の改正を含めた議論を重ねるなど、実効性がある防止策につなげていく責任があります。

任期の関係により、我々には時間の制約がありますが、これを次期の議会構成メンバーに確実に引き継ぐこととし、二度と今回のような悲しい事件が発生しないように、執行部と一丸で再発防止に全力で取り組むべく、お手元の再発防止宣言をここに提案させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

毎 日 新 聞

# 自民会派、改正案検討

## 虐待防止条例 体罰禁止盛り込む意見も

県議会

県議会自民会派が「県子どもを虐待から守る条例」の改正案を6月定例会に提出することを検討している。

野田市の小学4年、栗原心愛さん(10)が死亡した事件では、父親がしつこく称して虐待を繰り返していたことが判明しており、会派内から「体罰禁止の文言を盛り込むべきだ」という意見も出ている。

同条例は議員提案で2016年12月に成立し、17年4月に施行された。保護者の責務について「虐待を決して行ってはならない」な

ど記しているが、体罰禁止を明示する文言はない。このため、会派内からは野田市の事件を教訓に「体罰禁止」を明記すべきとする意見が複数出ているという。

体罰禁止のほか、行政機関を感化する保護者に対応するために弁護士や警察官の支援を明記したり、児童相談所が対応するケースを記録・管理しやすいするためのシステムづくりについても条例案に盛り込めなければ検討するという。

体罰禁止を盛り込んだ虐待防止条例は、東京都が都道府県で初めて条例案を開会中の都議会に提出している。

自民県議の一人は

「起こした事件を二度と発生させてはいけな

い。会派や県議会としてもやれることはやっ

ていっしょにだ」と語

した。【町野幸】

# 原因究明徹底へ決議案

## 自民P.T、条例改正も検討



心愛さんが死亡した事件を受け、自民県議会でつくる「児童虐待防止対策ワーキンググループ」に求める決議案を提出する

シエクトチーム(P.T)は15日、会合を開き、開会中の2月県議会に「徹底した原因究明と再発防止を真に求める決議案を提出する

方針を確認した。

同P.Tが中心となり、2016年には「県子どもを虐待から守る条例」が議員発議で成立。17年4月に施行された。同条例では県の児童相談所長に対し「子どもの生命を守る」とを最優先に行動しなければならぬ」と求めているが、理念的な色合いが強いことなどから、県が21日に立ち上げる検証委員会の結果も踏まえ、次回の議会以降に同条例を強化する改正も検討する方針。

座長の武田正光議員は

「議論を掘り下げていく。

県と警察、学校との連携を条例上で一層明確化した」と強調。メンバーの県政審議員は「児童による子どもの安全確認が最優先。空振りでも社会で許容していかないと必要」とためらいなく一時保護できないような仕組みづくりを目指す考えを示した。

15日の会合には同P.Tの約20人が出席。県児童家庭課の担当者から事件の経緯の聞き取りも行った。

(代表質問答弁要旨5面)

発議案第2号

千葉県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び千葉県議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年9月27日

千葉県議会議長 阿 井 伸 也 様

提出者	千葉県議会議員	川	名	寛	章
	同	河	上		茂
	同	木	下	敬	二
	同	武	田	正	光
	同	浜	田	穂	積
	同	宇	野		裕
	同	吉	本		充
	同	阿	井	伸	也
	同	石	橋	清	孝
	同	山	中		操
	同	白	井	正	一
	同	今	井		勝
	同	江	野	澤	吉
	同	伊	藤	昌	弘
	同	瀧	田	敏	幸
	同	鶴	岡	宏	祥
	同	山	本	義	一
	同	齊	藤		守
	同	實	川		隆
	同	中	沢	裕	隆
	同	関		政	幸
	同	小	池	正	昭
	同	岩	井	泰	憲
	同	石	井	一	美

## 千葉県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

千葉県子どもを虐待から守る条例（平成二十八年千葉県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第二条第四号中「病院」の下に「、警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター」を加え、「弁護士」を「助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員」に改める。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 保護者は、児童のしつけ及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第二項又は第四十七条第三項の規定による措置に際して、体罰を加えてはならない。

第十一条第二項中「知事は」の下に「、十年ごとに」を加え、「計画を」を「計画（以下「基本計画」という。）を」に改め、同条第二項中「前項の計画は、次」を「基本計画は、次の各号」に改め、同項第二号中「ほか、」の下に「次に掲げる事項その他の」を加え、同号に次のように加える。

イ 計画期間の始期から三年以内に達成すべき指標

ロ 児童虐待死亡事例検証報告（虐待により子どもが死亡した事例又はその疑いがある事例に関し、千葉県社会福祉審議会が知事の諮問に応じてした答申をいう。）を踏まえた取組

ハ 千葉県子ども虐待対応マニュアル（虐待への対応等に関し知事が定めるマニュアルをいう。）の実践の状況についての評価

ニ 基本計画の進捗状況を管理する方法

第十一条に次の一項を加える。

- 3 知事は、基本計画の計画期間の始期から五年を経過した後に、当該基本計画の進捗状況その他の虐待に関する状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて基本計画の見直しを行うものとする。

第十九条中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

（児童相談所を設置する市への支援）

第二十八条 県は、児童相談所を設置しようとする市と緊密な連携を図るとともに、当該市に対して必要な支援を行うものとする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の千葉県子どもを虐待から守る条例第十一条の規定により定められた計画は、改正後の千葉県子どもを虐待から守る条例第十一条の規定により同条第一項に規定する基本計画が定められるまでの間は、同条の規定により定められた同項に規定する基本計画とみなす。

○閣政幸君 自由民主党の閣です。岩波議員の質問にお答えします。

まず、過去の検証報告が今回の条例改正にどのように生かされたのかとの御質問ですが、例えば、市原市の事案に関する第4次の検証報告では、「家庭復帰の際は、必ず家族関係支援のためのアセスメントシートを活用する」といった改善策の例示や「関係機関の取組に関する提言」などが示されており、それ以前の過去の答申においても、各死亡事例を踏まえた同様のものが示されていますが、残念ながら、今回の事件では、過去4回に及ぶ死亡事例の検証報告結果や提言が必ずしも徹底して生かされていたとは言いきれない部分が見受けられます。そこで、今回の条例改正では、現在、調査に臨んでいる第三者検証委員会により作成予定の検証報告を念頭に入れながら、検証報告を踏まえた取り組みを基本計画の記載事項とすることで、県執行部において検証報告の提言等を踏まえた施策等を計画的、かつ着実に実施するように規律することとし、外部専門家による貴重な検証報告を確実に生かそうとするものとなっています。

続いて、岩波議員が第4次検証報告の内容から、次期計画で意識が必要と読み取ったものの2点のうち、1つ目の市町村と県の役割の明確化と、市町村に多くの判断と権限を渡す役割強化についての御質問ですが、第4次の事案における市町村職員の重要性や役割のあり方についての御見解は理解いたします。もっとも、今議会での改正は、第三者検証委員会による調査が行われている中においても、事件と法律改正とを踏まえて速やかにこれを行うことにより、法的側面からの再発防止の徹底へとつなげるものであります。市町村への権限移譲につきましては、本県の条例にとどまらず、法律レベルでの議論も要すると思えますし、また、第三者検証委員会の検証報告が出た後において、本県の状況を整理し、市町村の意見を踏まえながら丁寧に議論していく必要があるとも考えております。

続いて、2つ目の長期的な視点で人材養成や人材確保を、県の責務として明確に条例で示す必要があるのではないかとこの質問ですが、人材の育成につきましては、条例第26条で規定しているところでありますが、そもそも県執行部において児童虐待への対応を適切に行うために、必要な人材の確保や養成をきちんと行うことは、条例による明文の規定がなくても当然のことです。この点、児童福祉司や児童心理司などの児童相談所の専門職員の増員については、平成29年度から令和3年度までの5年間で約200名、毎年400名程度の目標で実施してきましたが、今回の事件を受けて、計画を令和2年度までに前倒しすることになっています。児童虐待の通告件数は増加傾向が続いておりますが、引き続き将来的な子供の減少や児童相談所の管轄区域の見直しを視野に入れながら、中長期での質の高い対応や支援ができる人材の確保と育成の目標が次期計画で盛り込まれるものと考えております。

続いて、改正により基本計画の期間を現行の5年から10年に延ばす理由についての質問ですが、児童虐待防止施策の推進に当たっては、児童相談所の施設整備など、ある程度長い期間を要する施策も必要であると考えられること、また、15カ年の計画となっている千葉県家庭的養護推進計画との整合を図ったものであります。

最後に、基本計画について5年を待たずに変更が必要が生じた場合に、改正条例で変更は可能であるかとの質問ですが、改正条例案の第11条第3項は、計画期間を10年と長く設定したことを受けて、計画期間の始期から最低で5年での計画の検討を求めたものでありますので、それにより短期での必要に応じた検討や見直しを禁止する趣旨ではありません。この点は改正案第11条第2号イで「計画期間の始期から3年以内に達成すべき指標」を設けた趣旨からも明らかであります。

以上です。

条例案に対する

本会議質疑への回答



発議案第3号

「千葉県子どもを虐待から守る条例」の改正に伴う児童虐待防止対策のさらなる強化を求める附帯決議について

上記議案を別紙のとおり千葉県議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年10月10日

千葉県議会議長 阿 井 伸 也 様

提出者	千葉県議会議員	川	名	寛	章
	同	河	上		茂
	同	木	下	敬	二
	同	武	田	正	光
	同	浜	田	穂	積
	同	宇	野		裕
	同	吉	本		充
	同	阿	井	伸	也
	同	石	橋	清	孝
	同	山	中		操
	同	白	井	正	一
	同	今	井		勝
	同	江	野	澤	吉
	同	伊	藤	昌	弘
	同	瀧	田	敏	幸
	同	鶴	岡	宏	祥
	同	山	本	義	一
	同	斉	藤		守
	同	實	川		隆
	同	中	沢	裕	隆
	同	関		政	幸
	同	小	池	正	昭
	同	岩	井	泰	憲
	同	石	井	一	美

## 「千葉県子どもを虐待から守る条例」の改正に伴う児童虐待防止対策のさらなる強化を求める附帯決議（案）

本年1月に野田市で発生した小学生女児の虐待死事件（以下「本事件」という）を受けて、現在、第三者検証委員会による調査が行われている。

既に国の検証チームにおける中間報告においては、一時保護の解除により家庭復帰の措置を行うに当たっての家族関係等の調査やアセスメントツールの活用、継続指導等が守られていない場合の対応のあり方、要保護児童の長期欠席時における学校、児童相談所及び市町村の情報共有の徹底と児童の安全確認の徹底などにおいて、児童相談所職員の対応方法やケースマネジメント上の課題等が指摘されているところである。

今後の検証結果や提言を真摯に受けとめ、何よりも子供の安全を最優先とする徹底した再発防止に向けて継続して取り組んでいかなければならない。

今回、我々県議会は、「千葉県子どもを虐待から守る条例」の改正に伴い、執行部に対し、下記の点に留意しながら、条例第11条に基づく次期基本計画の策定及び児童虐待防止対策のさらなる充実強化を行うことを求める。

### 記

#### 1. 児童相談所の体制強化について

- (1) 児童福祉司及び児童心理司等の専門職員の増員計画の前倒し実施を着実にを行うこと。
- (2) 6月議会の補正予算により増員を図った、児童安全確認協力員や児童虐待対応協力員についても、現場の状況を踏まえながらさらなる増員を検討すること。
- (3) 保護者による圧力等に対しても職員が毅然と業務遂行できるように、必要に応じて迅速に警察や弁護士のサポートを受けられる体制のさらなる充実を、配置の強化に加えてテレビ会議の利用等を視野に入れながら図っていくこと。
- (4) 弁護士や医師等の専門職の知見を生かしたソーシャルワークの実施を強化していくこと。
- (5) 経験が浅い職員の増員を踏まえて、職員研修のさらなる充実を図るとともに、千葉県子ども虐待対応マニュアルの現場への浸透を徹底すること。
- (6) 現行の児童相談所支援システムを抜本的に改めるとともに、最新のICTを活用することにより、次の項目を実現し、職員の業務執行体制の強化を図っていくこと。

ア 業務の効率化と職員の負担軽減

イ 客観性が担保されたケースの適切な進行管理

ウ リアルタイムでの情報共有

エ AIを用いたアセスメントの分析及び意思決定の支援

オ 千葉県子ども虐待対応マニュアルの浸透

カ ケース担当の異動時における業務のスムーズな引き継ぎ

(7) 中長期を見据えながら次の項目を計画的に実現すること。

ア 一時保護所の定員の増員

イ 老朽化・狭隘化が進んでいる児童相談所の早期の建てかえ

ウ 1カ所当たりの児童相談所の管轄人口が適正な規模となるような、管轄区域の早急な見直し及び児童相談所の増設

エ 職員増員に伴う業務スペースの確保

オ 要保護児童の受け皿となる児童養護施設等の増設及び里親委託の推進

## 2. 児童相談所と関係機関との連携強化について

(1) 市町村との間でのリアルタイムの情報共有を可能とする体制やシステムの構築や、市町村支援を担当する児童福祉司の配置推進などを行い、要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議の機能の充実を図り、児童相談所と市町村の役割分担の明確化と相互補完の強化に努めていくこと。

(2) 船橋市や柏市など、児童相談所の設置を検討している自治体と緊密な連携を図るとともに、財政面も含めて、人的物的に必要な支援を十分に行っていくこと。

(3) 警察との間において、他県を参考としながら、虐待対応事案の全件の情報共有とそのためのシステムの構築を目指し、連携を強化していくこと。

(4) 児童相談所と関係機関との情報共有を強化するために必要となる法整備について、国に対し、積極的に法律制定の働きかけを行うとともに、本県での条例制定についても検討を行うこと。

## 3. 警察における体制強化について

児童虐待にかかわる警察官の体制を充実させ、より積極的な子供の安全確認と保護の実施につなげること。特に、一時保護解除後の家庭復帰時における情報共有を受けて、それに伴う定期的な安全確認ルールの整備と実施するための体制を構築していくこと。

## 4. 学校等における体制強化について

(1) 教職員や保育職員の児童虐待対応に関する研修を充実させること。

(2) アンケート調査等の情報の適切な管理を徹底すること。

(3) 教職員が圧力等に毅然と対応できるように、弁護士等による支援体制について、6月議会の補正予算の対応後の状況を踏まえながらさらに充実させていくこと。

(4) 個々の虐待事案について、関係機関との情報共有や連携を強化していくこと。

## 5. DV事案への対応について

児童相談所は、DVケースにおける子供の虐待リスクを正しく評価し、保護者への支援のために関係市町村との連携を強化するとともに、DV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターとの連携に努めていくこと。

## 6. 県民への啓発強化について

(1) 児童相談所全国共通ダイヤル(189)及び通告義務の県民認知の徹底と、通告を受ける体制を強化すること。

(2) 本事件を踏まえ、何よりも子供の安全を最優先とする観点から、次に示す事項の意義について、特に留意した啓発を行っていくこと。

ア 仮に虐待が存在なかったとしても通告や措置は仕方がないという社会全体の寛容性の醸成

イ 家庭復帰後に虐待が再発した場合における近隣住民による通告による早期発見の重要性

ウ しつけによる体罰禁止

#### 7. 子供の権利保護と安全確保について

(1) 子供の権利保護の観点から、一時保護解除後の家庭その他の環境の調整、当該子供の状況の把握その他の措置により、子供の安全確保を何よりも第一として徹底すること。

(2) 子供の権利を尊重し、意見表明の機会の創設に向けて、国の動向を踏まえながら積極的に検討していくこと。

(3) 一時保護解除後の家庭復帰時において、子供が必要に応じてみずからSOSを直ちに発信できることを可能とする仕組みや器材の導入を検討すること。

#### 8. 予防策について

児童虐待のない社会の実現に向けて、子供の最善の利益を図る観点から、次の項目を充実・強化していくこと。

(1) 妊娠段階からの相談体制

(2) 命の大切さを伝える教育や啓発活動

(3) 市町村の母子保健施策と連携した支援

(4) 子育て世代包括支援センターの県内全市町村での設置及び人材育成に対する支援

#### 9. 基本計画とPDCAについて

(1) 基本計画に定める各施策については、PDCAサイクルによる不断の改善を図るものとし、その際、専門的知見を有する第三者による評価を参考とすること。

(2) 基本計画を踏まえた財政措置を優先していくこと。

以上、決議する。

令和 年 月 日

千葉県議会